



# 宮 崎 県 公 報

平成26年2月17日(月曜日) 第 2565 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( “ ) 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 2	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… ( “ ) 2	
○民有林の保安林の指定予定 (2 件) …………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定予定の通知 (5 件) …………… ( “ ) 3	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 4	
<b>公 告</b>	
○土地改良区の新設合併…………… (農村整備課) 4	

### 公安委員会規則

○宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則……………	4
--	---

### 選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	4
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	5
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	5
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	5

## 告 示

### 宮崎県告示第68号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成26年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302150	訪問介護事業所びゅう	宮崎県延岡市別府町4079番地	株式会社エス・ツ	宮崎県延岡市別府町4079番地	平成25年11月1日	訪問介護
4572001420	デイサービスみち	宮崎県児湯郡川南町平田南原6194番地15	合同会社とわ	宮崎県児湯郡川南町平田南原6194番地15	平成25年11月15日	通所介護
4570500860	デイサービスセンターふくじゅ	宮崎県小林市堤2413番地5	株式会社ふくじゅ	宮崎県小林市南西方1130番地77	平成25年11月18日	通所介護

### 宮崎県告示第69号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成26年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203218	居宅介護支援事業所わたぼうし	宮崎県都城市上川東四丁目7号3番	合同会社みらい	宮崎県都城市上川東四丁目7号3番	平成25年11月1日	居宅介護支援

		地		地		
4570302143	居宅介護支援事業所 びゅう	宮崎県延岡市別府町4079番地	株式会社エス・ツ	宮崎県延岡市別府町4079番地	平成25年11月1日	居宅介護支援
4570500852	居宅介護支援事業所 こころ湯	宮崎県小林市南西方1112番地 141	株式会社ちからこぶ	宮崎県小林市南西方1112番地 141	平成25年11月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成26年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302150	訪問介護事業所 びゅう	宮崎県延岡市別府町4079番地	株式会社エス・ツ	宮崎県延岡市別府町4079番地	平成25年11月1日	介護予防訪問介護
4570500860	デイサービスセンターふくじゅ	宮崎県小林市堤2413番地5	株式会社ふくじゅ	宮崎県小林市南西方1130番地77	平成25年11月18日	介護予防通所介護

宮崎県告示第71号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成26年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4571700030	指定居宅介護支援事業所オアシス	宮崎県北諸県郡三股町稗田46-7	医療法人社団白水会	宮崎県北諸県郡三股町稗田47-5	平成25年11月15日	居宅介護支援

宮崎県告示第72号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成26年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字風田字柿ノ木ヶ迫1885、1888
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字柿ノ木ヶ迫1885・1888（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成26年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字都井字黒井932・943（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、932-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第74号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年 2月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町山田字山ノ神 338（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第75号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年 2月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字上揚字野地 161-1
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字野地 161-1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第76号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年 2月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字上米良字二畝之谷 422-4、422-75
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字二畝之谷 422-4（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第77号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年 2月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字横野字内之畑 88-5
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第78号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年 2月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字岩原1296-1、1296-2
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第79号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成26年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 脇地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	児湯郡高鍋町大字南高鍋字奥ノ下7088-17
2	” ” ” 字旧城内7001-1
3	” ” ” ” 6998地先里道敷
4	” ” ” ” 7391
5	” ” ” 字野首7404
6	” ” ” ” 7408-1地先里道敷
7	” ” ” 字旧城内6973-3
8	” ” ” ” 6982-7地先水路敷
9	” ” ” ” 6987地先里道敷

公 告

鈴町土地改良区（宮崎市）及び東禅寺土地改良区（宮崎市）の合併により、東禅寺・鈴町土地改良区（宮崎市）が設立し、鈴町土地改良区及び東禅寺土地改良区は、解散した。

平成26年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月17日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

宮崎県公安委員会規則第2号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和44年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
署名	交番駐在所名称	位置		署名	交番駐在所名称	位置	
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
宮崎南警察署	中村同	[略]	太田1丁目	宮崎南警察署	大坪同	[略]	大坪東3丁目
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
高岡警察署	八代同	[略]	同町大字八代南保	高岡警察署	深年同	[略]	同町大字深年
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第

76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える

数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成26年1月18日現在次のとおりである。

平成26年2月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊  
 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,532人  
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,825人

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成26年1月18日現在次のとおりである。

平成26年2月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊  
 宮崎市選挙区 108,447人  
 都城市選挙区 45,848人  
 延岡市選挙区 35,527人

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成26年1月27日現在次のとおりである。

平成26年2月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊  
 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,532人  
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,824人

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た

数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成26年1月27日現在次のとおりである。

平成26年2月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊  
 東臼杵郡選挙区 8,319人

--	--